

品川区立障害児者総合支援施設併設の医療系サービスについて

1. 精神科クリニックについて

品川区立障害児者総合支援施設において、一般社団法人日本精神科看護協会は、区と連携し、行政財産の使用許可により精神科クリニック（児童精神科・精神科）を運営している。精神科クリニックは、児童発達支援センター「品川児童学園」等と連携を図るとともに、外来診療により子どもの発達・発育に関する診断を行っている。

この間、一般社団法人日本精神科看護協会と相談や協議を行ってきたが、令和3年8月26日に、経営状況の不振や児童精神科医の確保が困難などの理由から令和4年9月末をもって閉院したい旨の報告があった。

2. 行政財産の使用期間

使用期間は、品川区公有財産管理規則に基づき、1年を超えない範囲とし、現在は、令和2年10月1日～令和3年9月30日までと定めている。次期は、令和3年10月1日～令和4年9月30日までを期間としている。